
令和 5 年度 協会けんぽ福井支部 健康保険料率 9.91%

前年度より 0.05%引き下げ

全国健康保険協会(協会けんぽ)では、都道府県毎に医療費を反映して健康保険料率を設定しています。この度、協会けんぽの令和 5 年度健康保険料率が決定しました。

福井支部の健康保険料率は令和 4 年度の 9.96%から 0.05%引き下げとなり、9.91%となります。全国平均は令和 4 年度と同じ 10.00%です。福井支部は、令和 4 年度に続いての引き下げとなります。

また、40 歳から 64 歳までの方にご負担いただく介護保険料率は、令和 4 年度の 1.64%から 0.18%引き上げとなり、1.82%となります(介護保険料率は全国一律)。介護保険料率も加えた令和 5 年度福井支部の保険料率は、11.73%となります。

■令和 5 年度の健康保険料率(令和 5 年 3 月分(4 月納付分)から)

- ・40 歳未満または 65 歳以上の方 9.91%

例)標準報酬月額※30 万円の場合

保険料 29,730 円(令和 4 年度比 150 円減)(この額を従業員と事業主が折半)

- ・40 歳以上 65 歳未満の方 11.73%

例)標準報酬月額 30 万円の場合

保険料 35,190 円(令和 4 年度比 390 円増)(この額を従業員と事業主が折半)

※標準報酬月額とは、社会保険料を計算するため基本給やその他手当等を含め算出された月額のことです。

■健康保険料率決定のしくみ

健康保険料率は、各都道府県の見込み医療費をその支部の総報酬額(加入者の標準報酬月額を合計したもの)で除して医療費分の保険料率を計算し、この料率に、傷病手当金等の現金給付や高齢者医療制度への拠出金等の負担分として、全国一律の保険料率を加えて算出します。

福井支部の健康保険料率が引き下げとなった要因は、医療費の伸びが当初の見込みより緩やかであったことに加え、後述のインセンティブ制度において全国 14 位となったことが挙げられます。

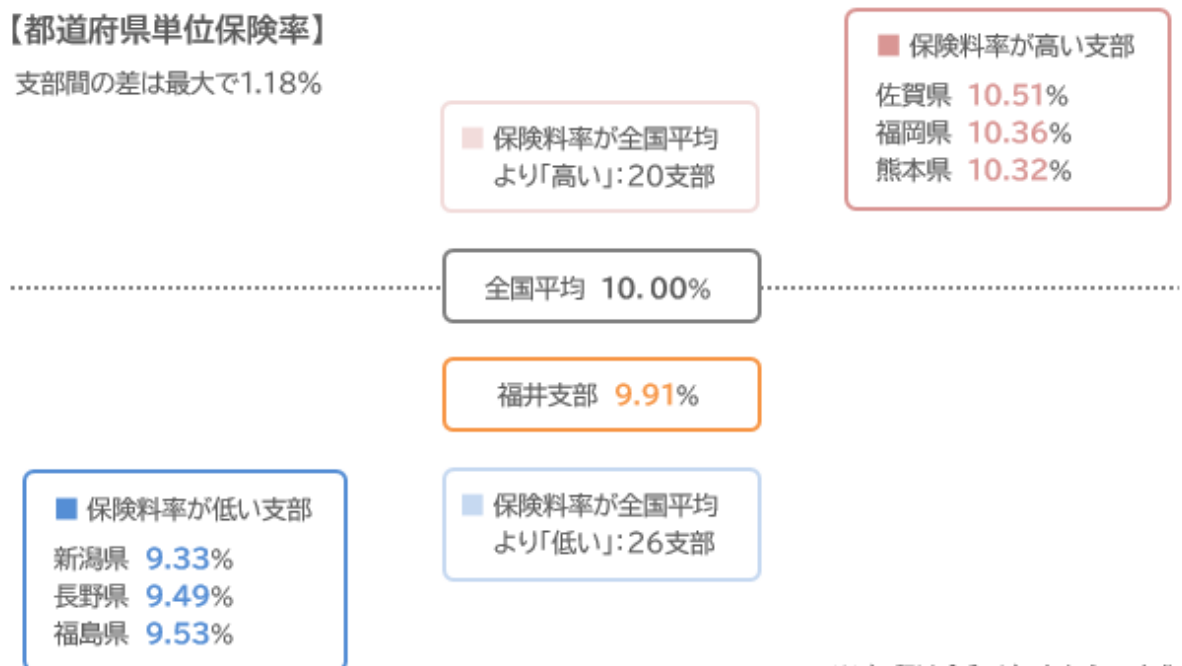
保険料率を算出する際にキーとなるのは「医療費」と「インセンティブ制度」です。医療費の伸びを抑えることに加え、インセンティブ制度において全国上位にランクインすることにより、保険料率の伸びを抑えることができます。

【福井支部の医療費及び総報酬額の見込み】

	医療費(単位:百万円)	総報酬額(単位:百万円)
令和 5 年度	39,053	714,549
令和 4 年度	38,956	721,666

【都道府県単位保険率】

支部間の差は最大で1.18%



※ 矢印は令和4年度からの変化

北海道	10.29%	↘	東京都	10.00%	↗	滋賀県	9.73%	↘	香川県	10.23%	↘
青森県	9.79%	↘	神奈川県	10.02%	↗	京都府	10.09%	↗	愛媛県	10.01%	↘
岩手県	9.77%	↘	新潟県	9.33%	↘	大阪府	10.29%	↗	高知県	10.10%	↘
宮城県	10.05%	↘	富山県	9.57%	↘	兵庫県	10.17%	↗	福岡県	10.36%	↗
秋田県	9.86%	↘	石川県	9.66%	↘	奈良県	10.14%	↗	佐賀県	10.51%	↘
山形県	9.98%	↘	福井県	9.91%	↘	和歌山県	9.94%	↘	長崎県	10.21%	↘
福島県	9.53%	↘	山梨県	9.67%	↗	鳥取県	9.82%	↘	熊本県	10.32%	↘
茨城県	9.73%	↘	長野県	9.49%	↘	島根県	10.26%	↘	大分県	10.20%	↘
栃木県	9.96%	↗	岐阜県	9.80%	↘	岡山県	10.07%	↘	宮崎県	9.76%	↘
群馬県	9.76%	↗	静岡県	9.75%	→	広島県	9.92%	↘	鹿児島県	10.26%	↘
埼玉県	9.82%	↗	愛知県	10.01%	↗	山口県	9.96%	↘	沖縄県	9.89%	↘
千葉県	9.87%	↗	三重県	9.81%	↘	徳島県	10.25%	↘			

■「インセンティブ制度」について

協会けんぽでは、平成 30 年度より、加入者及び事業主の皆さま一人ひとりの健康づくりに関する取り組みの実績に応じて全国 47 支部を順位付けし、上位 23 支部※にインセンティブ(報奨金)を付与する「インセンティブ制度」を導入しています。当該年度の結果は、2 年度後の健康保険料率に反映されます(令和 5 年度の保険料率には、令和 3 年度の実績が反映されます)。

評価の対象となるのは、次の 5 つの取り組みです。(《 》内は指標)

※インセンティブ(報奨金)付与の配分にメリハリをつけるため、令和 4 年度の実績より上位 15 支部に絞られます。

① 健診を受ける 《特定健診等の実施率》

協会けんぽが実施する「生活習慣病予防健診」「特定健診」を受診しましょう。

【生活習慣病予防健診】

35～74 歳の被保険者(ご本人)が対象です。県内では 28 の医療機関で受診できます。検査内容は、血圧・尿・便潜血検査・血液・心電図・胸部レントゲン・胃部レントゲン等です。協会けんぽでは、より多くの皆様に健診を受診して頂くため、令和 5 年 4 月より健診費用の自己負担上限額を 7,169 円から 5,282 円に軽減します。追加で受診できる乳がん検診や子宮頸がん検診等も、同じく自己負担上限額を軽減します。

【特定健診】

40～74 歳の被扶養者(ご家族)が対象です。県内では約 300 の医療機関で受診できます。検査内容は、血圧・尿・血液等です。協会けんぽでは健診費用の約 9 割を補助しています。福井県内で受診する場合、自己負担上限額は 1,000 円です。

② 健康相談を受ける 《特定保健指導の実施率》

健診の結果、メタボリックシンドロームに該当またはその予備群と判定された方は、協会けんぽの保健師・管理栄養士が食事や運動等、生活習慣の見直しを無料でサポートする「特定保健指導(健康相談)」をご利用ください。

ご希望の時間に合わせて協会けんぽの保健師・管理栄養士が訪問させていただきます。また、WEB を利用したオンライン面談も可能です。

③ 適正体重を目指す《特定保健指導対象者の減少率》

特定保健指導の対象とならないよう、日頃から健康的な生活習慣の維持に取り組みましょう。

特定保健指導の対象となった場合は、生活習慣の見直しに取り組みましょう。

④ 健診結果が「要治療」「再検査」であれば医療機関を受診する 《医療機関への受診勧奨を受けた要治療者の医療機関受診率》

健診の結果、血圧値、血糖値、LDL(悪玉)コレステロール値、いずれかの項目で「要治療」「再検査」の判定を受けた場合は、必ず医療機関を受診しましょう。病気の早期発見・早期治療が、生活習慣病の改善には欠かせません。

⑤ 薬は「ジェネリック医薬品」にしよう 《ジェネリック医薬品の使用割合》

ジェネリック医薬品は、先発医薬品と同じ有効成分であり、かつ低価格なので医療費の負担軽減に繋がります。医師や薬剤師に、ジェネリック医薬品の処方希望の旨を伝えましょう。

令和 3 年度の5つの取り組みの実績を順位づけした結果、福井支部の総合順位は全国 14 位でした。上位 23 位以内にランクインしたことにより、令和 5 年度の健康保険料率の引き下げに寄与しました。

【各指標における令和 3 年度と令和 2 年度の順位比較】

	令和 3 年度	令和 2 年度
① 特定健診等の実施率	3 位	32 位
② 特定保健指導の実施率	21 位	25 位
③ 特定保健指導対象者の減少率	10 位	22 位
④ 医療機関への受診勧奨を受けた 要治療者の医療機関受診率	6 位	17 位
⑤ ジェネリック医薬品(後発医薬品) の使用割合	47 位	43 位
総合順位	14 位	26 位

全ての加入者及び事業主の皆さまの健康づくりの取り組みが、生活習慣病の予防と、医療費の適正化につながります。協会けんぽでは、今後も皆さまの取り組みをサポートする事業を進めてまいります。

【参考資料】

あなたとあしたへつづく、健康を。けんぽのいっぽ！(A3 パンフレット)

【お問い合わせ先】

企画総務グループ 三浦
TEL 0776-27-8301
全国健康保険協会福井支部
福井市大手 3-7-1 福井県協ビル 9 階

協会けんぽ(全国健康保険協会)とは、主に中小企業の従業員とその家族が加入する健康保険です。

福井支部の加入者は県民の約 4 割となる 28 万人、加入事業所は約 16,300 社にのぼります。